

平成31年度事業計画

本年4月30日、天皇陛下が御退位され、皇太子殿下が翌5月1日に御即位されます。30年に亘る平成の時代の幕が閉じられます。

この平成の30年間で出生率は大幅に低下し、逆に高齢化率は着実に上昇しました。日本の総人口は、平成20年を境に減少局面に入っています。

こうした少子高齢化の進行が、労働力供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続性を危うくすることが懸念されています。これらの課題に対応するため、「一億総活躍プラン」の実現に向けた取り組みが進められおり、誰もが生きがいを感じられ活躍できる全員参加型の社会に向かって、国は、働き方改革を推し進めており、元気で意欲ある高齢者が、その経験や知恵を社会で発揮できる生涯現役社会に向かって、70歳まで就労機会を確保できるように取り組んでいます。

こうした状況の中、当センターは「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、今後も引き続き、積極的な就業確保に努めるとともに、シルバー派遣事業の推進、人手不足分野や介護・育児などの現役世代を支える分野での就業の促進にも積極的に取り組んでまいります。

一方、会員数は民間企業の定年延長や再雇用制度などの影響により、特に60歳代の会員数が減少しており、組織の活性化のためにも新入会員の増加策と、会員の退会防止策は最重要課題です。

引き続き、新規会員加入促進のための普及啓発活動、就業に繋がる講習会や研修会の充実強化、女性会員の拡充に向けた事業活動にも積極的に取り組んでまいります。

また、会員の安全就業対策は、最も基本的かつ最優先しなければならない事項です。安全就業基準の周知徹底に努め、事故防止及び安全体制の徹底に努めてまいります。

今後とも、公益社団法人として、事業の透明性・公益性などその責務を果たす中、地域に密着した仕事を通じ、地域社会に貢献するセンターづくりに向けて、会員及び役職員が一丸となって、以下の基本方針に基づいて、事業推進に取り組んでまいります。

1. 基本方針

- (1) 会員の増強と普及啓発活動の推進
- (2) 安全就業の徹底
- (3) 就業機会の確保と適正就業の推進

- (4) 会員の資質向上と技能向上の推進
- (5) 組織体制の確立
- (6) 財政基盤の確立と効率的な財政運営の推進
- (7) 地域社会への貢献

2. 事業計画

(1) 会員の増強と普及啓発活動の推進

- ① 会員の加入促進のため普及宣伝活動を強化し、新規入会会員の増加に努める。
- ② 新規会員の加入促進のため、正会員会費について、入会時期を反映した見直しを検討する。
- ③ 会員一人ひとりが地域において、身近な高齢者の勧誘活動を進めるとともに、口コミによる就業機会の確保に努める。
- ④ 福祉・家事援助サービス事業、介護保険事業、介護予防事業、子育て支援事業などニーズの高い就業に繋がる講習会を実施し、会員確保に努める。
- ⑤ 会員の退会抑制に向けて、特別会員（ゴールド会員）制度の導入を検討する。
- ⑥ センターの広報紙「シルバーふじえだ」を年2回発行し、センターの事業紹介や入会案内などの情報発信に努める。
- ⑦ 会員向け広報紙「ふれあいネット」を年1回発行するほか、「事務局だより」を随時発行し、会員への情報発信に努める。
- ⑧ ふれあいまつり等のイベントを活用して、センターの事業内容PRや会員募集に向けて、チラシの配布活動等を実施し普及啓発に努める。
- ⑨ ホームページの充実を図り、最新の情報発信に努める。

(2) 安全就業の徹底

- ① 会員の安全就業は、最も基本的な事項であり、会員の安全かつ適正な就業を最優先として、事故防止策及び安全体制の徹底により会員一人一人の安全意識の高揚を図る。(安全標語の募集・夏期安全就業強化月間への取り組み)
- ② 作業別の安全就業基準の周知徹底をはかり、事故防止に向けた安全講習会を実施する。
- ③ 重篤事故に繋がりがやすい植木作業・草刈り作業等の安全パトロールを実施し、傷害事故や賠償事故の防止に努める。
- ④ 「事故等取扱基準」を新たに策定し、同一会員による事故の再発防止に努める。
- ⑤ 会員の就業途上の交通事故を防ぐため、関係機関と連携し安全運転講習会を実施する。

- ⑥ 会員の就業に際し、危険又は有害となる可能性のある業務は受注しない。
- ⑦ 夏季の熱中症対策や蜂刺され対策など、会員自身の健康管理の啓発に努める。

(3) 就業機会の確保と適正就業の推進

- ① 少子高齢化や労働人口減少が進行する中、サービス業等の人手不足分野や、介護・育児等の現役世代を支える就業の促進を図る。
- ② 更なる適正就業を推進するため、シルバー派遣事業の開拓・推進に努める。
- ③ 安定した就業機会確保を図るため、藤枝市をはじめとする公共機関の受注拡大に努める。
- ④ 請負・委託に馴染まない業務について、派遣事業契約への切り替えを積極的に推進する。
- ⑤ センターの理念である「共働・共助」に基づいて、長期就業の改善と未就業会員の就業促進に努める。
- ⑥ 事務局は、会員の就業状況の把握に努め、会員の適正就業を図る。

(4) 会員の資質向上と技能向上の推進

- ① 資格や専門的技術、技能等に対するニーズの高まりや需要の増加に対応するため、資格、技術、技能等を持つ会員の技能講習を実施し、技能向上に努める。
- ② 信頼されるシルバー、確かな仕事をするシルバーとして会員の資質向上を図るため、研修等の充実に努める。
- ③ 植木剪定や草刈り業務等の講習会を開催し、後継者の育成に努める。
- ④ 福祉・家事援助サービス事業、介護保険事業、介護予防事業、子育て支援事業など地域社会の要請に応えるための講習会を実施し、就業できる会員の確保に努める。

(5) 組織体制の確立

- ① 地域社会や発注者のニーズに応え、また会員の声を反映したセンターづくりのため、理事会、専門委員会等の活動の活性化を図るとともに、会員と事務局間の連携を図り、時代の変化に対応した柔軟で効率的な事業運営に努める。
- ② 地区長・班長会の充実に図り、センターの基本理念のもと会員の自主・自立による組織の活性化に努める。
- ③ 職群班の組織拡充を進め、会員同士の連携を図る。
- ④ 地域ごとの地区会を開催し、地域の意見・情報交換及び事務局との連携を図り、魅力あるセンターの構築に努める。

(6) 財政基盤の確立と効率的な財政運営の推進

- ① 会員の就業意欲向上とシルバー人材センターの安定経営を図るために、各種業務単価の見直しを行う。
- ② 市及び県シ連などの関係機関との連携を密にし、安定的な補助金確保に向けた取り組みを推進する。
- ③ 常に「費用対効果」の検証を行い、徹底した事務事業の見直しや自主財源の一層の確保を図るなど、公益法人として、健全かつ安定的な運営に努める。
- ④ 第2次中長期計画が2020年度に最終年度を迎えることから、次期計画の策定準備に取り組む。

(7) 地域社会への貢献

- ① 地域に密着した信頼される就業を促進することにより、活力ある地域社会づくりに寄与する。
- ② 会員のボランティア活動を推進し、地域から期待され魅力あるセンターとなるよう地域社会への貢献に努める。